

阿賀野市耐震改修促進計画

令和5年6月 改定版

阿賀野市

目 次

第1章 . 計画の目的と耐震化の方針 _____	
1-1 耐震改修促進計画の目的等	1
1-2 耐震基準の変遷	2
1-3 想定される地震	3
1-4 耐震化の方針	8
第2章 . 耐震化の現状と目標 _____	
2-1 耐震化の現状	10
2-2 耐震化の目標	11
第3章 . 耐震化への取り組み _____	
3-1 耐震診断及び耐震改修の基本方針	13
3-2 耐震診断及び耐震改修の助成制度	14
3-3 建築物の地震対策	16
3-4 地震時に通行を確保すべき道路	18
第4章 . 建築物の地震に対する安全性の向上に 関する啓発及び知識の普及 _____	
4-1 地震ハザードマップの作成等	20
4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実	22
4-3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 ...	23
4-4 地域防災力の向上	23
第5章 . 建築基準法による勧告又は命令等 _____	
5-1 耐震改修促進法による指導等の実施.....	24
5-2 建築基準法による勧告又は命令等の実施...24	
資 料 編 _____	
・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律	資 1
・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 ...	資 15
・ 耐震改修促進法における規制対象一覧	資 22



計画の目的と耐震化の方針

1-1 耐震改修促進計画の目的等

1) 計画の目的

この「阿賀野市耐震改修促進計画」は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条の規定に基づく計画です。

この計画は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的とし、「新潟県耐震改修促進計画」や「阿賀野市総合計画」、「阿賀野市地域防災計画（震災対策編）」と整合を図りながら、阿賀野市における地震被害の軽減を図るための計画です。

このたび、令和 3 年 12 月の国における基本的な方針の見直しを受け、令和 4 年 9 月に「新潟県耐震改修促進計画」が改定されたことにあわせて所要の改定を行うものです。



2) 計画の対象期間

本計画は、令和 7 年度までを計画期間としています。

ただし、社会情勢の変化や耐震化を促進する上での課題等に柔軟に対応するため、定期的に検証し、期間内であっても必要に応じて計画内容の見直しを行います。

3) 計画対象地域

阿賀野市全域を対象とします。

4) 耐震化を促進する建築物

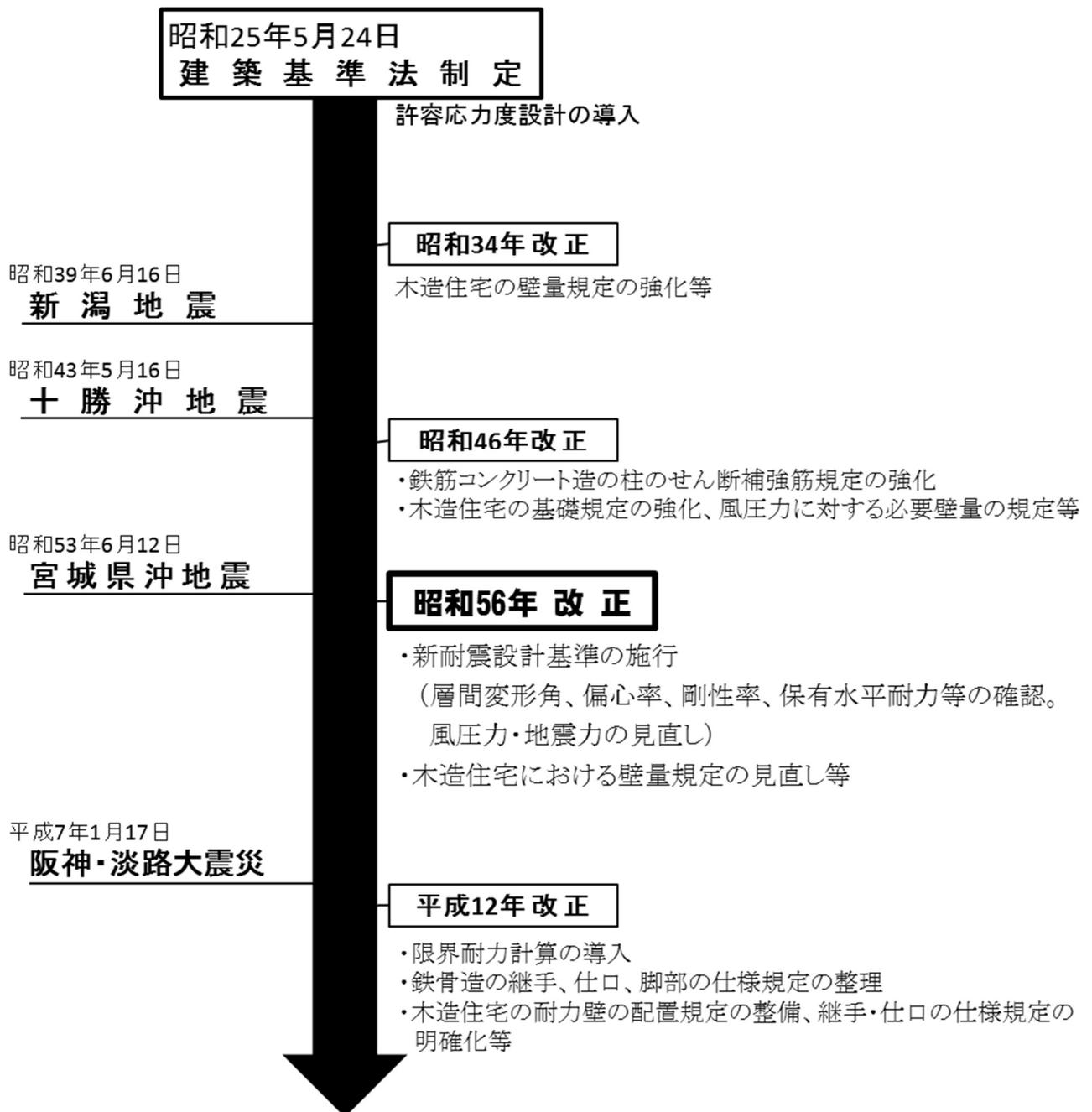
本計画で耐震化を図るべき建築物として、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化を促進します。

種類	内 容
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅 ・共同住宅 
特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、体育館、病院、事務所等の不特定多数の者が利用する建築物で政令で定める規模以上のもの 資 22 参照 ・火薬類、石油類等の危険物を取り扱う建築物 ・円滑な避難を確保すべき道路沿線の建築物 

1-2 耐震基準の変遷

昭和56年に導入された現行の耐震基準は、中規模の地震動（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震動（震度6強から震度7に至る程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

この耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。



(出典:新潟県耐震改修促進計画)

1-3 想定される地震

1) 過去の地震

阿賀野市内における近年の地震被害

阿賀野市においては、平成 7 年 4 月に発生した新潟県北部地震で住宅及びライフラインに大きな被害を受けました。

近年の地震被害

日付	名称	地域	内容
昭和 39 年 6 月 16 日	新潟地震 (M7.5)	安田町	全壊住宅 3 棟、非住宅 5 棟、半壊住宅 15 棟、非住宅 23 棟、瓦半製品、陶管等 175 万円相当の被害
		京ヶ瀬村 北部	住宅全壊 11 棟、半壊 25 棟、非住家全半壊 69 棟、被害額 116,000 千円
		水原町	瓢湖周辺から西外城・北新町・本町北側の軟弱地盤家屋で全半壊が多発し、激甚災害法が適用された。 本町通などの家屋密集地で家屋が将棋倒しのように、隣接家屋に被害が波及した。 水原町の震度 5、全壊 85 棟、半壊 205 棟
平成 7 年 4 月 1 日	新潟県北部地震 (北蒲直下型地震 M5.6)	京ヶ瀬村 (震度 4)	軽傷 2 名、住家一部破損 1 棟、非住家半壊 1 棟、上水道被害 20 件、ブロック塀等倒壊 2 件、被害総額 1,834 千円
		水原町 (震度 5)	天神堂・千原・沖通り地区に被害が集中した。 全壊 1 棟、半壊 48 棟
		笹神村 (震度 5)	重傷 2 名、軽傷 40 名、全壊住家 52 棟、半壊住家 98 棟、水道断水 74 件、被害総額 4,747,595 千円 災害救助法適用

(出典:阿賀野市地域防災計画(震災対策編))

新潟県北部地震(旧笹神村地内)



新潟県内における最近の地震被害

・ 新潟県中越大震災（平成 16 年 10 月 23 日、震度 7）

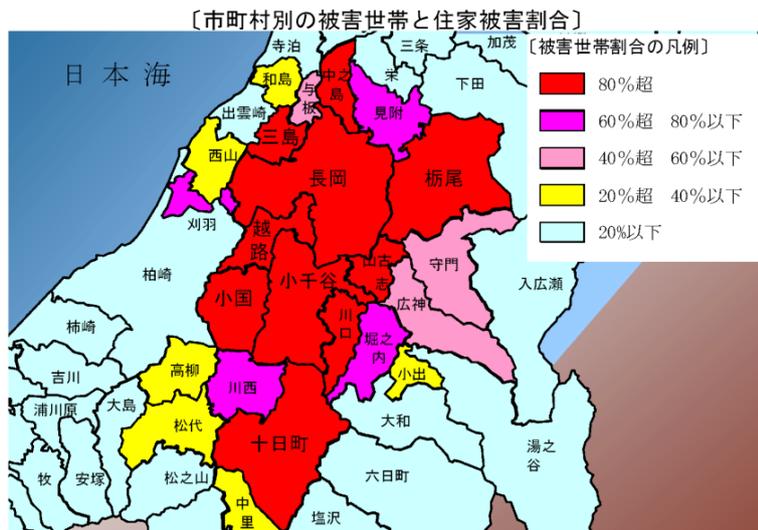
昭和 39 年の新潟地震からちょうど 40 年目の年に当たる平成 16 年の 10 月 23 日 17 時 56 分頃に発生した新潟県中越大震災は最大震度 7 を記録し、震度 6 強から 5 弱の強い余震が続いたこともあり、住宅損壊約 12 万棟、避難者は約 10 万人となるなどの甚大な被害をもたらしました。

この直接的な被害のほかにも、風評被害や上越新幹線の不通などにより、観光産業をはじめ県内全域に大きな経済的影響を及ぼしました。

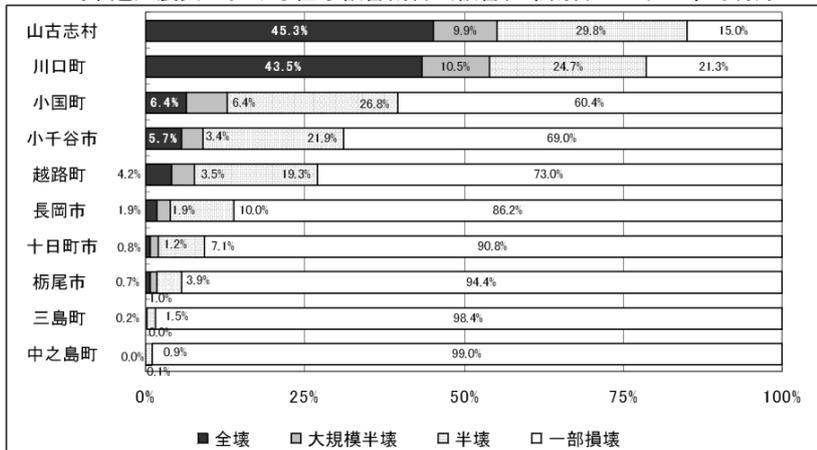
〔中越大震災における人的、住家被害総数〕

	人的被害（人）				住家被害（棟）			
	死者	行方不明者	重傷	軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
新潟県	68	0	632	4,163	3,175	2,167	11,643	104,619

資料：新潟県防災局危機対策課調べ（平成 21 年 10 月 15 日）



〔中越大震災における住家被害割合（被害世帯割合80%以上市町村）〕



※ここでは、震災当時の98市町村で表示しています。

資料：新潟県中越大震災災害対策本部調べ（平成18年9月22日現在）

平成16年10月1日現在世帯数（平成12年国勢調査確定値ベース）

・ 新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月 16 日、震度 6 強）

中越大震災から 3 年が経過しようとしていた平成 19 年 7 月 16 日 10 時 13 分頃に上中越沖を震源として発生した新潟県中越沖地震は、長岡市、柏崎市及び刈羽村で震度 6 強を記録したほか、県内の広い地域が震度 5 強から震度 4 の強い揺れに見舞われました。この地震による人的被害は、死者 15 人（うち 10 名は 65 歳以上）、負傷者 2,316 人に達し、建物被害は、住家が約 4 万棟、非住家が約 3 万棟の計 7 万棟に及びました。このほか、宅地地盤の損壊、商工業や農林水産関係施設、道路、水道などの公共インフラに大きな被害を与えました。

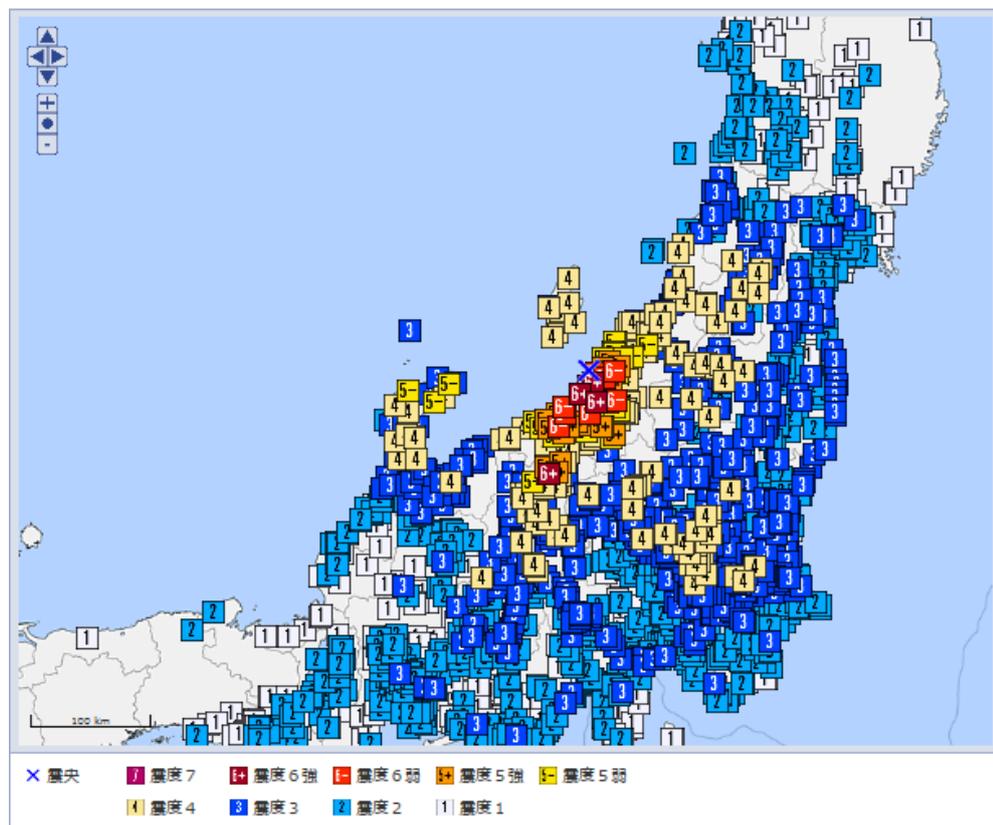
新潟地方気象台は、本震により新潟県上中下越及び佐渡に津波警報を発表し、柏崎において弱い津波が観測されました。

〔中越沖地震における人的、住家被害総数〕

	人的被害（人）				住家被害（棟）			
	死者	行方不明者	重傷	軽者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
新潟県	15	0	324	1,992	1,331	856	4,854	37,277

資料：新潟県防災局危機対策課調べ（平成 25 年 4 月 1 日）

〔中越沖地震における人的、住家被害総数〕



2) 県内の活断層

国の地震調査研究推進本部が社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ、調査対象とした全国の114の主要活断層帯のうち、県内には楯形山脈断層帯をはじめ月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯の6つの断層帯があります。

新潟県内の調査対象断層の位置図



出典：新潟県地域防災計画（震災対策編）

3) 想定される地震

県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県内に大きな影響を与えると予想される地震を科学的知見から検討した結果、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたことから、平成7年度から平成9年度にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施しました。

この調査結果及び基礎データについては、地震防災対策の推進を図るため、県内の市町村及び防災関係機関に提供し、また、県立図書館等において資料を公開して、広く県民に情報を提供しています。

新潟県地震被害想定調査については、前回調査から20年以上が経過したことなどから、学術的な想定技術の進歩や新たな知見の蓄積等を踏まえ、2度目の調査を実施し、令和4年3月に報告書が示されました。

《想定地震》

報告書で示された想定地震では、先行調査に基づく県内の主要な活断層及び津波を発生させるおそれのある海域活断層等の中から、被害が甚大となると考えられる地震として内陸型6断層、海域型3断層を選定しています。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震で、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではありません。

〔想定地震の諸元〕

区分		地震の規模	長さ km	幅 km	傾斜度	上端深 km
内陸型	楕形山脈断層帯	6.40	18.0	18.0	45.0	3.0
	月岡断層帯	6.80	32.0	18.0	55.0	3.0
	長岡平野西縁断層帯	7.50	22.0	24.0	45.0	6.0
		7.50	28.0	24.0	55.0	6.0
		7.50	20.0	24.0	55.0	6.0
	十日町断層帯西部	6.80	24.0	18.0	45.0	5.0
		6.80	10.0	18.0	45.0	5.0
	高田平野西縁断層帯	6.80	14.0	18.0	45.0	5.0
		6.80	18.0	18.0	45.0	5.0
	六日町断層帯南部	6.80	24.0	18.0	50.0	5.0
6.80		8.0	18.0	50.0	5.0	
海域型	F34(県北・山形沖)	7.71	71.9	19.7	45.0	6.0
		7.71	52.0	19.7	45.0	6.0
	F38(越佐海峡)	7.46	62.6	23.6	45.0	4.0
	F41(上越・糸魚川沖)	7.60	51.5	22.7	45.0	6.0
7.60		34.1	22.7	45.0	6.0	

資料：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）

1-4 耐震化の方針

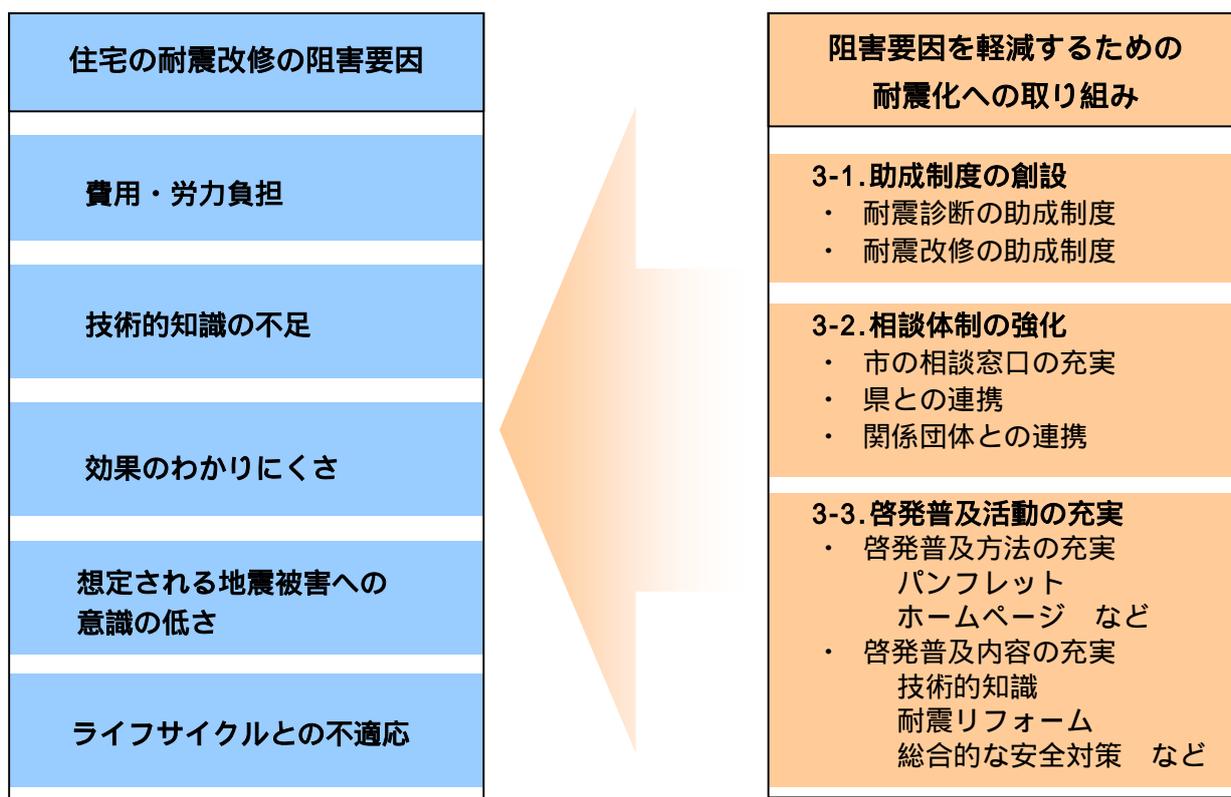
1) 住宅の耐震化

住宅の耐震性が不十分で耐震改修等の必要性を認識したとしても、居住者は耐震改修等に踏み切れない状況が見受けられます。内閣府の「住宅における地震被害軽減に関する指針」では、居住者による住宅の耐震改修を阻害している要因を以下のように整理しています。

住宅の耐震改修の阻害要因	費用・労力負担	「高くてできない」「面倒である」(高齢者などは特に)
	技術的知識の不足	「どうしていいかわからない」 「誰に聞いていいかわからない」
	効果のわかりにくさ	「費用対効果がわからない」 「改修後の性能が評価できない」
	想定される地震被害への意識の低さ	「自分は大丈夫」、「どうせ先は短いから」
	ライフサイクルとの不適應	「2年後には夫婦だけになり、どうせ住替えるから」

(出典：内閣府「住宅における地震被害軽減に関する指針」)

上記のような阻害要因を取り除くことによって耐震化は促進されます。市としては、建築物所有者に対して耐震化の阻害要因を軽減させるために、助成制度の創設、相談体制の強化、啓発普及活動の充実に取り組んでいきます。



2) 特定建築物の耐震化

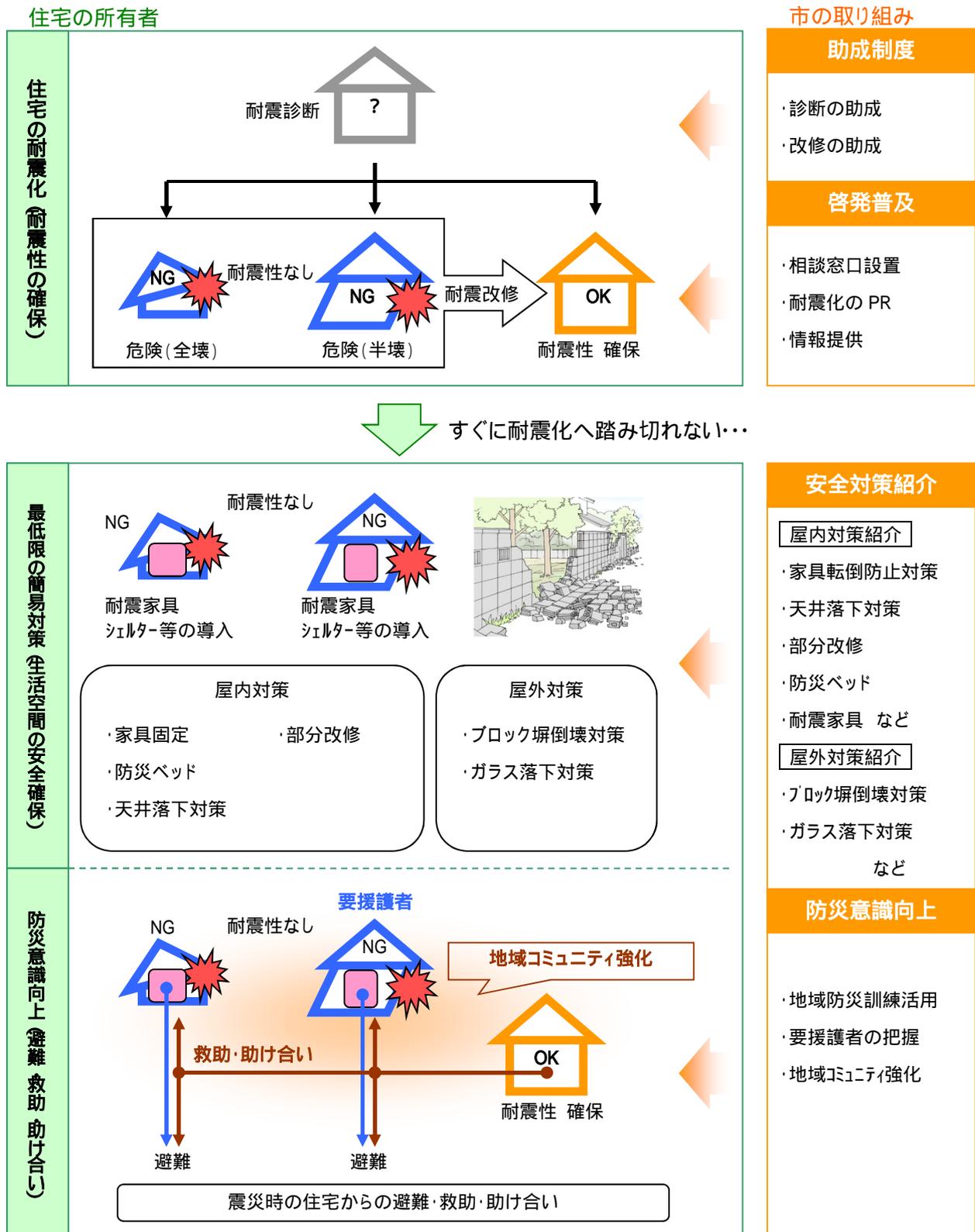
地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される特定建築物については、啓発普及活動を通じて耐震化を呼びかけます。

緊急性の高い建築物（避難施設や防災拠点、災害時要援護者施設 など）については、優先的に耐震化を促進していきます。特に公共建築物については早期に耐震化を実施していきます。

3) その他 地震時の総合的な安全対策への取り組み

建築物の耐震化（耐震改修）を図ることが地震対策として最も安全で安心な方法の1つですが、さまざまな事情（阻害要因）により、早期の耐震化を図ることが困難なケースもあります。

市は、耐震改修を促進するとともに、耐震化が困難である場合にもできる地震被害から身を守るための最低限の簡易対策（安全確保等）を推進します。また、震災時に地域コミュニティ単位で避難、救助、助け合いが行われるように防災意識の向上に努めます。





耐震化の現状と目標

2-1 耐震化の現状

1) 住宅の耐震化の現状

固定資産税台帳をもとに推計した令和2年度末の阿賀野市の住宅総数は12,906戸です。そのうち、耐震性のある¹住宅は約9,954戸とされ、耐震化率²は、77%になります。

阿賀野市と全国及び新潟県の耐震化率（住宅）

住 宅	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 2 年（推計）
全 国	79%	82%	87%	89%
新 潟 県	76%	80%	83%	85%
阿賀野市	70%	72%	76%	77%

1 耐震性のある：昭和57年以降建築（新耐震）された建築物数と昭和56年以前建築（旧耐震）された建築物数のうち耐震性のある建築物。

2 耐震化率：耐震性のある建築物数の総建築物数に対する割合。

2) 特定建築物の耐震化の現状

令和2年度末の、市内の特定建築物の耐震化率は90%です。

市有建築物の中でも学校施設を優先に耐震改修を進めており、その耐震化率については100%です。



一方、民間建築物については、34施設のうち耐震化率は88%です。今後は民間建築物をいかに耐震化に導くか、いかに所有者等へ耐震化への適切な情報を伝えるかが課題となります。

阿賀野市と全国及び新潟県の耐震化率（特定建築物）

特定建築物	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 2 年（推計）
全 国	80%	85%	89%	91%
新 潟 県	64%	80%	87%	89%
阿賀野市	66%	77%	90%	90%

特定建築物 資22 耐震改修促進法における規制対象一覧による建築物

2-2 耐震化の目標

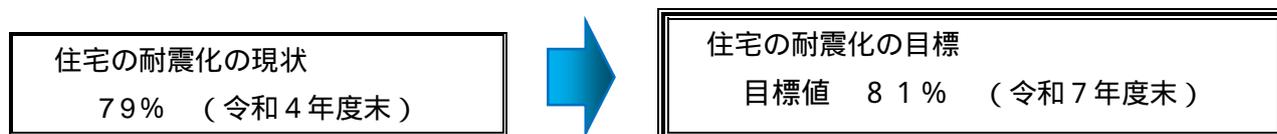
1) 住宅の耐震化の目標

国の住宅耐震化率の目標は令和12年度末までに耐震性が不足する住宅をおおむね解消することとしています。また、県でも、県内で発生するおそれのある地震に対して、南海トラフ地震等と同様に緊急な対策が必要なことから、全国目標と同じ令和12年度までに耐震性が不足する住宅をおおむね解消すべきとしており、その中間値としての耐震化率93%を令和7年度の目標としています。

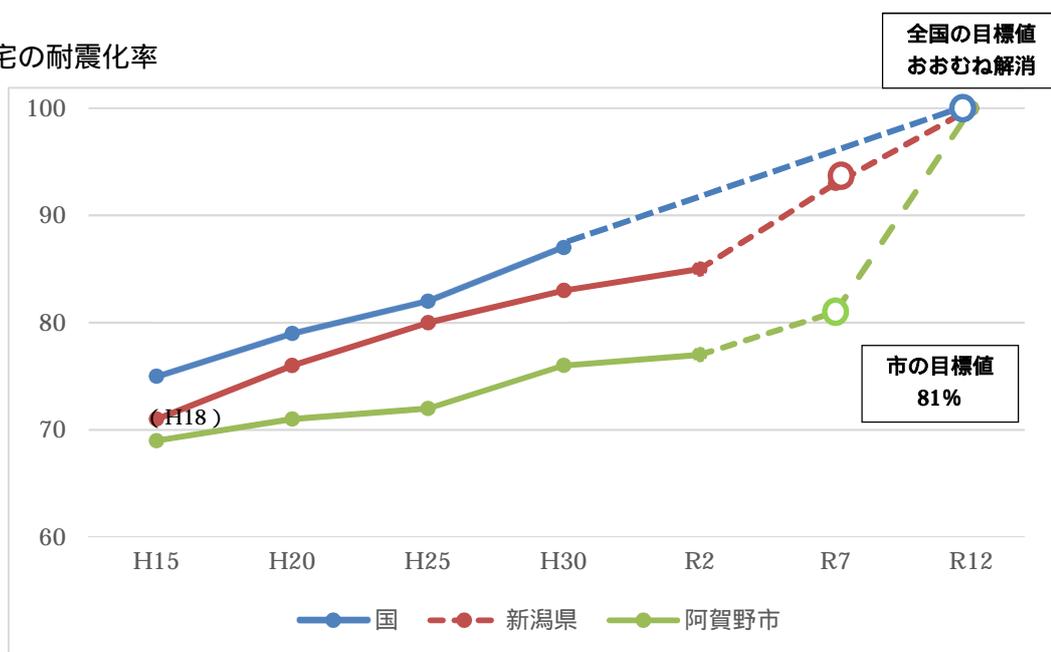


阿賀野市における住宅の耐震化は、人口減少などを背景とした住宅更新の遅れや、所有者の高齢化に伴う耐震化に対する意欲の低下などの社会構造の変化により、今後は、これまでどおり一律に耐震化を進めていくことが厳しい状況が見込まれています。しかし、阿賀野バイパスの開通や道の駅などの整備を想定して宅地造成が進んだことにより、住宅の新築が増加していることから、一定程度耐震化が進んでいる状況にあります。こうした現状を踏まえ、住宅の耐震化率は令和7年度末までに81%の達成を目標とします。

そのため市では、虹の架け橋住宅取得支援事業による住宅の新築及び建替えの促進に努め、また、従来の耐震化の啓発普及に努めるとともに耐震診断および住宅全体を対象とした耐震改修の取り組みとあわせて、地震の被害から生命を守るため寝室などの部分的な耐震改修や、比較的安価で地震対策が可能な耐震シェルターの設置を促し、人命を守る取り組みを行います。



住宅の耐震化率



2) 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物の耐震化率は、令和7年度末までに95%の達成を目標とします。

特定建築物の耐震化については、国の基本的な方針において全国目標が示されていませんが、県の目標は、前回計画に引き続き目標を95%に設定していることから、県同様の目標設定とするものです。

市の公共建築物は、これからも全体を牽引していくため率先して耐震改修を行い、民間の病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物および、保育所や老人ホーム等の避難確保上に特に配慮が必要とする建築物については、積極的な耐震診断を促すことなどによって、耐震化を推進していきます。

そのため、市では、所有者、行政及び建築士などの関係者が一丸となって特定建築物の耐震化に取り組んでいくための目標として、耐震化率95%を設定するものです。

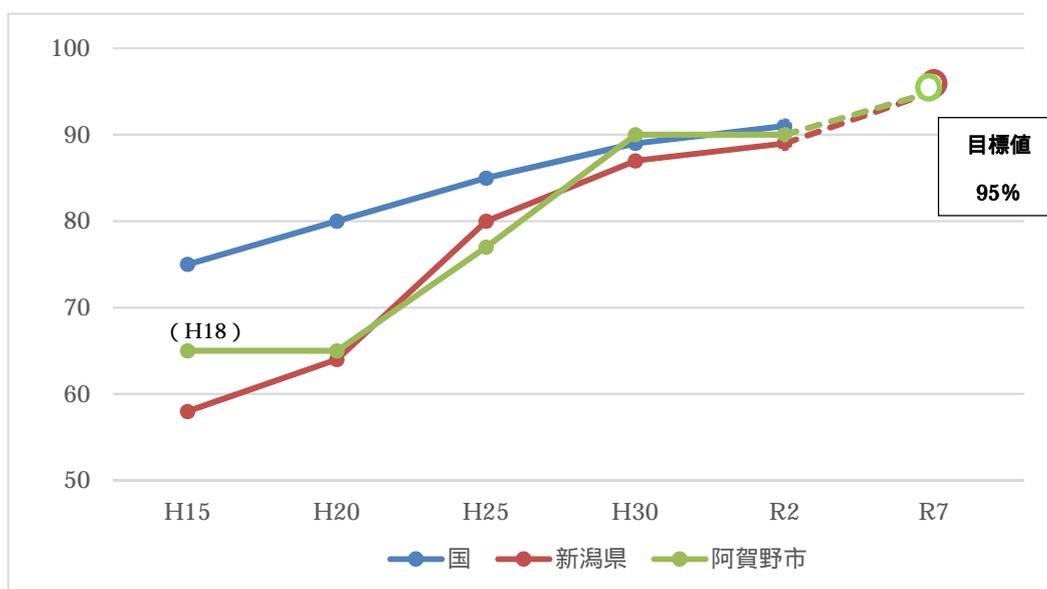


特定建築物の耐震化の現状
93% (令和4年度末)



特定建築物の耐震化の目標
目標値 95% (令和7年度末)

特定建築物の耐震化率





耐震化への取り組み

3-1 耐震診断及び耐震改修の基本方針

1) 自助

住宅や建築物の耐震化の促進を図るためには、所有者等が耐震診断や耐震改修を行う「自助」が最も重要であり、この「自助」により個々の耐震化が進むことで、地震災害時に建物の倒壊等による道路閉塞を防ぎ、円滑な避難・救助活動が可能となるなど「共助」にも繋がります。

そのため、住宅・建築物の所有者等は周囲に対して「避難所」として機能できるような心がけで、自ら所有等する建物の耐震化などの地震防災対策に取り組むことが望まれます。

2) 共助

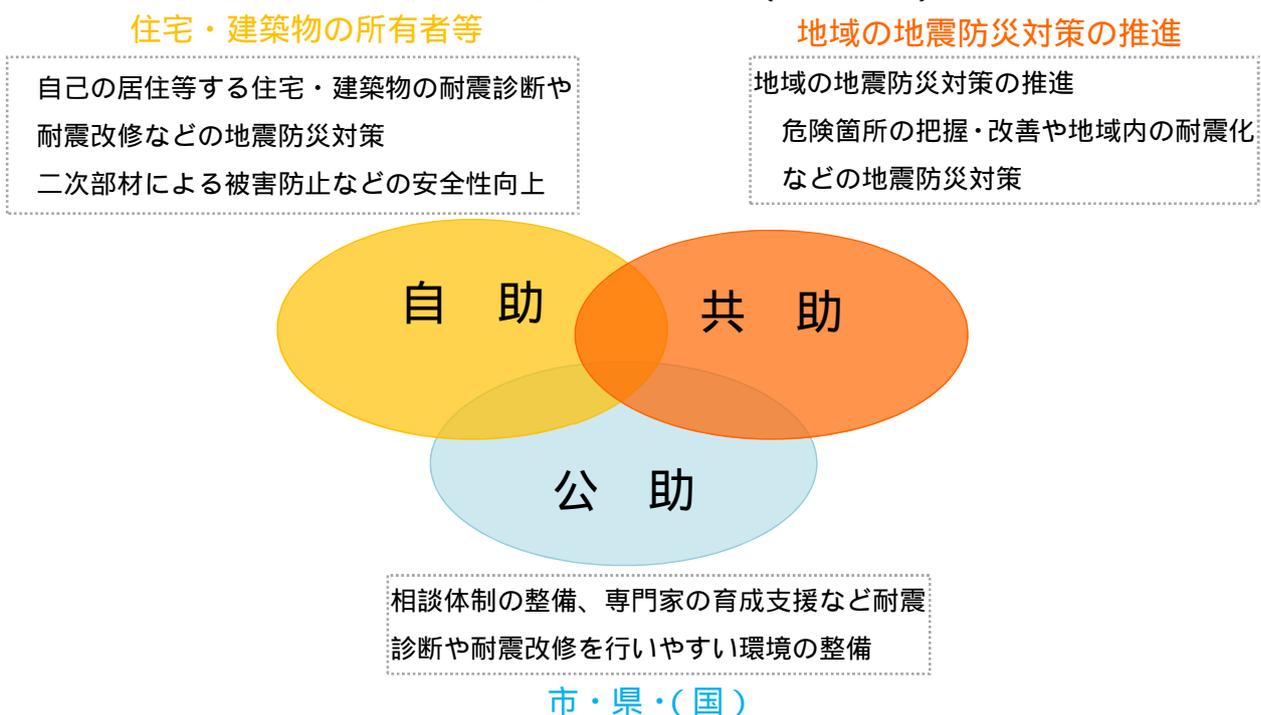
住宅や建築物の耐震化が進んだとしても、地震によるブロック塀の倒壊や火災等の二次災害によって地域全体が被災してしまう可能性もあります。

地域においては、自主防災組織やNPO法人のほか、中越大震災において大きな役割を果たした地域コミュニティを通じて、日頃から「みんなで安全性を高めていく」といった「共助」の精神のもと、危険箇所の把握・改善や地域内の耐震化などの地震防災対策に取り組むことが望まれます。

3) 公助

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的自治体として、この「自助」と「共助」による地震防災対策が進みやすいように、関係団体とも連携を図りながら、「公助」としての耐震診断や耐震改修に関する情報の充実や相談窓口の設置、技術者の育成支援などといった環境整備の促進に努めます。

《所有者、市町村、県の役割分担（イメージ）》



3-2 耐震診断及び耐震改修の助成制度

平成7年阪神・淡路大震災が発生しました。10万棟を超える建物が全壊し、5,500人あまりの尊い命が失われ、その多くは建物の下敷きなどによるものでした。

さらに倒れた建物は火災の発生、避難や救援・消火の妨げになり、被害の拡大を招きました。また昭和56年以前の建物は古い耐震基準に基づいており、耐震性が低く、揺れによって大きな被害を受けました。

そこで、市では、次のとおり耐震化を促進するための支援事業を実施しています。

1) 耐震診断の助成制度

建築物の耐震性が確保されているのかを判断するためには、耐震診断を行う必要があります。市では、木造住宅の耐震診断費の全額を助成します。

対 象	昭和56年5月31日以前の木造住宅 1戸建ての住宅（店舗・事務所併用住宅で面積の1/2以上が住宅用）など
補助額	全額補助（自己負担なし）

2) 耐震設計の助成制度

耐震診断の評点1.0未満と判定された木造住宅の所有者を対象とし、耐震設計に要する費用の一部を助成します。

対 象	市の耐震診断を受け、かつ評点が1.0未満の建物の所有者
補助額	耐震設計費用の1/2以内（上限10万円）

・ 専門家が行う上部構造の耐震診断の評点と判定

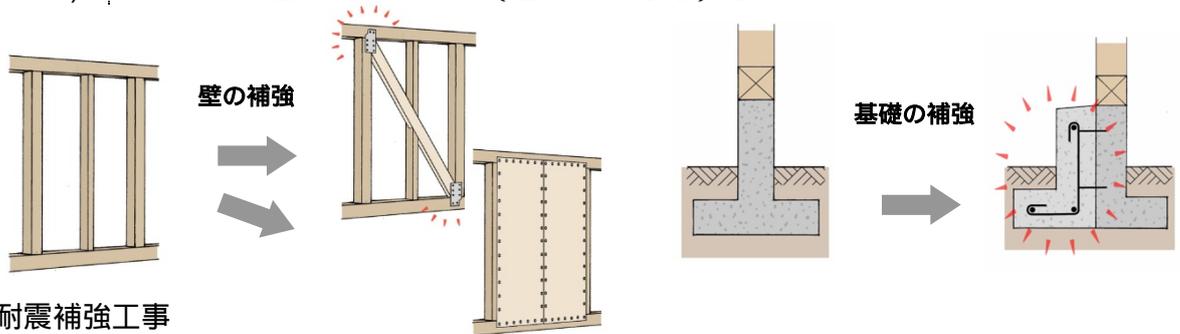
	◎	評点1.5以上	倒壊しない
	○	評点1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
	△	評点0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
	×	評点0.7未満	倒壊する可能性が高い

3) 耐震改修の助成制度

耐震診断の評点 1.0 未満と判定された木造住宅の所有者を対象とし、地震時において倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震改修工事費の一部を助成します。

一般耐震補強工事

対象	市の耐震設計を受け、かつ評点が 1.0 以上となる補強工事
補助額	ア：耐震補強工事費の 1/3 (上限 50 万円)
(ア+イ)	イ：アで算出した額の 1/2 (上限 15 万円) を加算



部分耐震補強工事

対象	市の耐震設計を受け、かつ評点が 0.7 以上となる補強工事
補助額	部分耐震補強工事費の 1/3 (上限 30 万円)
"	の 1/3 (上限 50 万円) 高齢者等世帯

耐震シェルター設置工事

対象	市の耐震診断を受け、かつ評点が 1.0 未満の建物の所有者
補助額	耐震シェルター設置費の 1/3 (上限 10 万円)
"	の 1/3 (上限 20 万円) 高齢者等世帯



〔耐震シェルターの例〕



〔揺れを表わす震度〕

計測震度	震度階級	状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1.5	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
5.5	6弱	立っていることが困難となる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。
	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできない。耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入り、傾くものや、倒れるものが増える。
6.5	7	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

3-3 建築物の地震対策

過去に発生した地震においては、沿道の建築物の倒壊や屋外広告物の落下等により緊急車両などの通行が妨げられたり、窓ガラスの破損、天井の崩落等により死傷するといった事例もありました。

そのため、市では、個々の建築物の耐震化と併せて、地震に対する次の安全対策を促進していきます。

1) 家具の転倒防止対策等

阪神・淡路大震災では、死亡原因のうち約9割が建築物の倒壊や家具の転倒等による圧死が原因とされ、中越大震災においても、負傷原因の4割強を占めていた地域がありました。

今後予測される地震から生命を守るためにも、建物内部における身近な防災対策として、家具の固定や耐震シェルター等の安全対策の普及啓発を行います。

新潟県北部地震

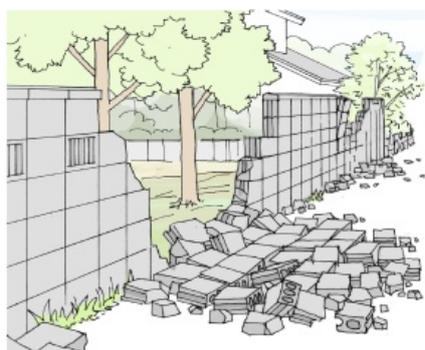


旧笹神地内（平成7年4月1日）



2) ブロック塀等の安全対策

地震時のブロック塀等の倒壊は、死傷者の発生や避難路を塞ぐことによる、避難・救助活動の妨げになります。このためブロック塀等の倒壊の危険性を周知させるとともに、補強方法等の普及啓発を図ります。また、必要に応じて改善指導等を行います。



項目	取り組み内容
ブロック塀等の倒壊防止	所有者等へのパンフレットの配布等による周知や、防災査察、パトロールにおいて危険箇所を把握し、調査や指導等を引き続き実施
窓ガラスの飛散防止	防災査察・パトロール時などに危険性のある建築物を把握し、調査や指導等を引き続き実施
天井崩落防止	

3) エレベーター等の地震防災対策

平成17年の千葉県北西部地震におけるエレベーターの閉じ込め事故を契機に、設置が義務付けられた地震時管制運転装置など、地震に対する昇降機の各種安全対策について、建築物の所有者や利用者に周知等を図ります。

4) 天井材の落下防止対策

平成23年の東日本大震災における大規模空間を有する建築物の天井落下を契機に、新たに基準が定められた天井の脱落防止措置について、建築物の所有者に基準を周知するとともに、必要な措置を図るように指導等を行います。



5) 建築設備の転倒対策

平成23年に発生した東日本大震災を契機に、新たに基準が定められた住宅に関する給湯設備の転倒防止について、所有者等に周知を図ります。

大地震時に備えた心得

平常時の心得

<p>no.1</p>	<p>タンスや食器棚、本棚などの大型家具類には、L型金具などで、転倒・移動防止対策をしましょう。</p>	<p>no.2</p>	<p>食器棚やサイドボード、窓などのガラスには、飛散防止フィルムを貼るなど、飛散防止対策をしましょう。</p>
<p>no.3</p>	<p>幼児やお年寄り、病気の人の部屋には、大型の家具類はなるべく置かないようにしましょう。</p>	<p>no.4</p> <p>防災</p>	<p>カーテンやじゅうたんなどはなるべく防災製品を使用しましょう。</p>

地震時の心得

<p>no.1</p> <p>身の安全</p>	<p>なによりも大切なのは命。地震が起きたら、まず第一に身の安全を確保しましょう。</p>	<p>no.2</p> <p>冷静に</p>	<p>みんなで声をかけ合い、冷静になり、調理器具や暖房器具などの火を確実に消しましょう。</p>
<p>no.3</p> <p>出口の確保</p>	<p>特に、鉄筋コンクリートの建物内にいるときは、閉めたままだと建物がゆがみ、出入口が開かなくなることがありますので、非常脱出口を確保しましょう。</p>	<p>no.4</p> <p>まず消火</p>	<p>「火事だ」と大声で叫び、隣近所にも協力を求め初期消火に努めましょう。</p>
<p>no.5</p> <p>近寄らない</p>	<p>ブロック塀、門柱、自動販売機などは倒れやすいので、近寄らないようにしましょう。</p>	<p>no.6</p> <p>持ち物は最小限に</p>	<p>避難時は車やオートバイを使用せず徒歩で行い、持ち物は必要最小限としましょう。</p>
<p>no.7</p> <p>協力</p>	<p>お年寄りや身体の不自由な人、けが人などに声をかけ、みんなで助け合い協力しましょう。</p>	<p>no.8</p> <p>正しい情報</p>	<p>うわさやデマに振り回されないよう、テレビやラジオで正しい情報を聞きましょう。</p>

3-4 地震時に通行を確保すべき道路

中越地方の中山間地を襲った中越大震災では、土砂崩れや地滑りなどにより多くの道路が寸断され、小千谷市、山古志村など7市町村61地区で、一時1,938世帯が孤立しました。

一方、兵庫県南部地震は大都市を襲った地震であったため、特に住宅密集地で甚大な被害が発生して、倒壊した建築物によって多数の道路が閉塞し、住民の避難や救急・消防活動に多大な影響を及ぼしました。

このように、地震時には道路の通行障害が生じ、救助や住民の避難などが困難となる恐れがあることから、本計画では、県の地域防災計画で定める緊急輸送道路等を耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路としています。

市では、「木造住宅耐震支援事業」について、令和2年度から第1次緊急輸送道路沿道の住宅に対する支援を強化しており、今後も、関係団体と連携を図りながら、沿道建築物の耐震化について、引き続き促進を図ります。

〔第1次緊急輸送道路沿道の住宅に対する支援の強化〕

補強設計

対象	補助額
第1次緊急輸送道路沿道の木造住宅	耐震設計費用の1/2(上限13.4万円)
上記以外の木造住宅	耐震設計費用の1/2(上限10万円)

一般耐震補強工事

対象	補助額
第1次緊急輸送道路沿道の木造住宅	耐震補強工事費の2/3(上限100万円)
上記以外の木造住宅	下記のアとイの合計額 ア：耐震補強工事費の1/3(上限50万円) イ：アで算出した額の1/2(上限15万円)を加算

《新潟県緊急輸送道路》

新潟県では、効率的かつ有効的な救援活動、生活物資の輸送を可能とするために、第1次から3次の緊急輸送道路を指定しています。

《第1次緊急輸送道路》

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道
(県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等)

《第2次緊急輸送道路》

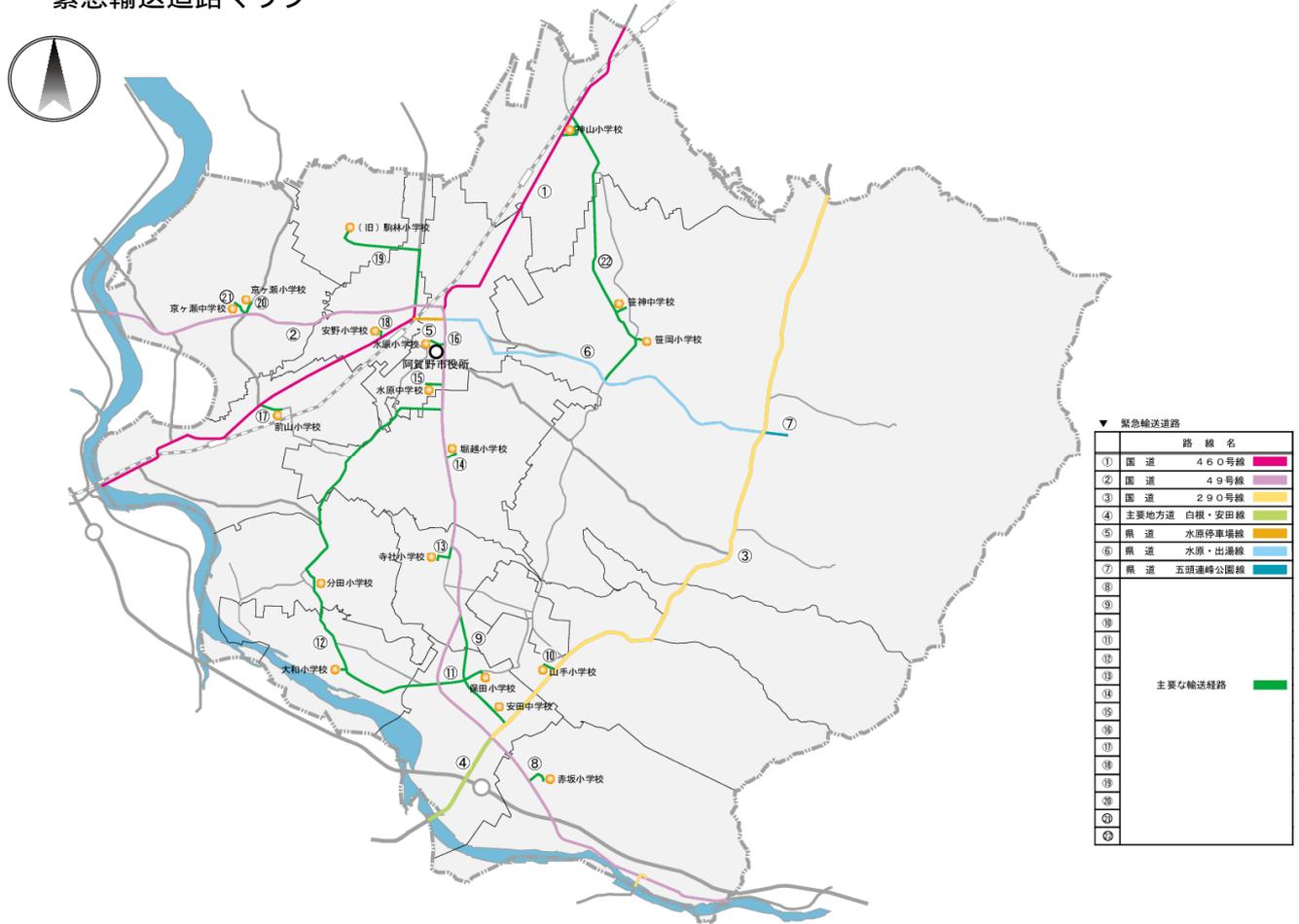
第1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

(市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)

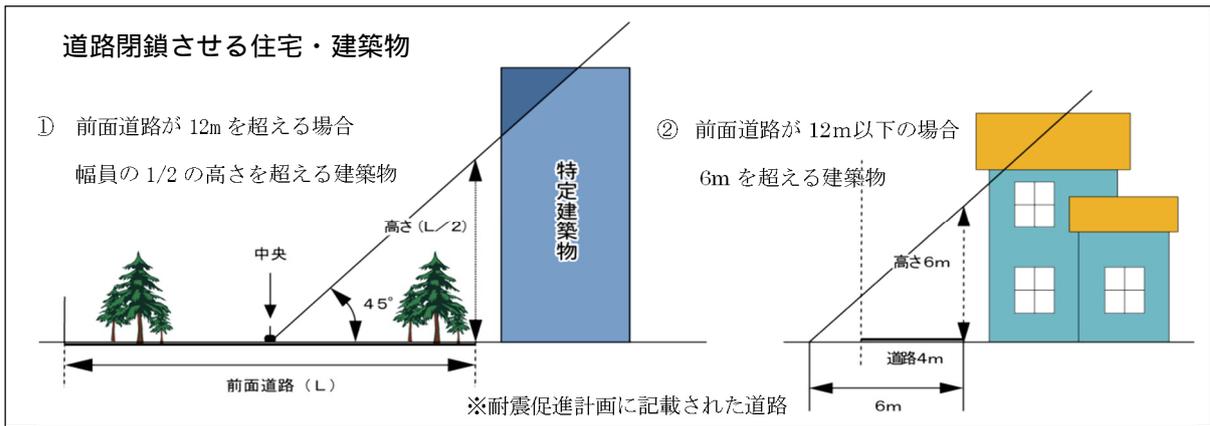
《第3次緊急輸送道路》

第1次と第2次の緊急連絡道路とその他防災拠点を結ぶ道路

緊急輸送道路マップ



多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件





建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

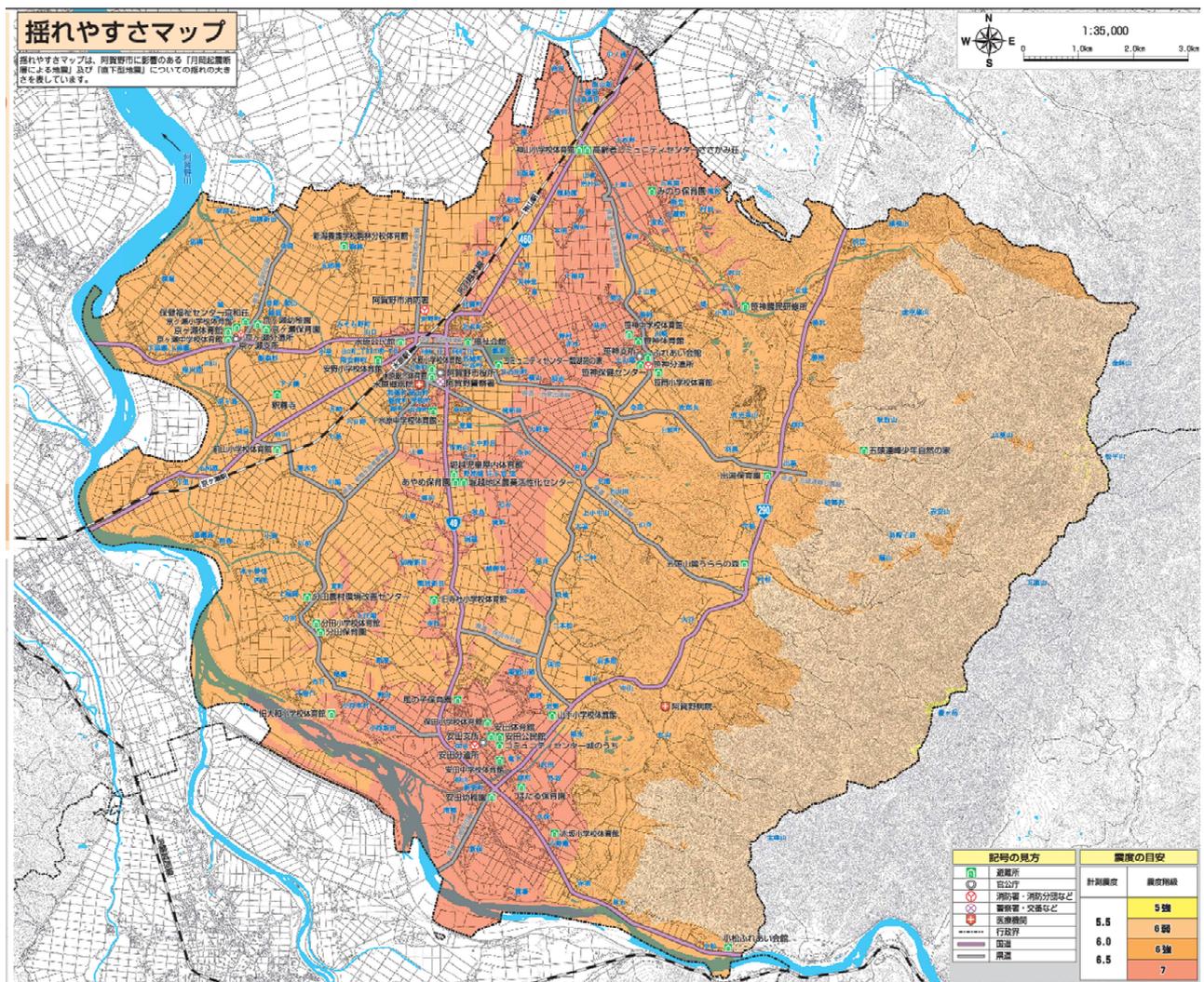
4-1 地震ハザードマップの作成等

住民や建築物所有者等に対し、建築物の地震に対する安全性の向上についての啓発を行い、住宅及び建築物の耐震化を促していくため、身近な情報を分かりやすく詳細に示した、地震ハザードマップおよび洪水・土砂災害もあわせた防災ガイドブックを公表しています。

地震ハザードマップは、月岡起震断層による地震やいつどこで発生するかわからない直下型地震が発生した場合を想定し、どのくらいの地震が発生するかを表したものです。

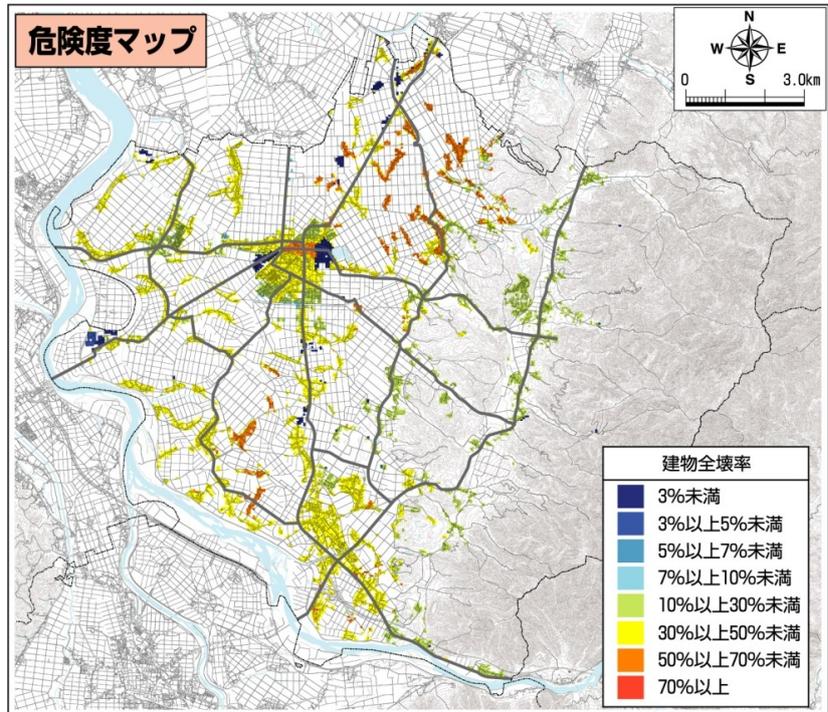
1) 揺れやすさマップ

揺れやすさマップとは、地震による地表での揺れの強さを震度で表しています。地震の規模（マグニチュード）、震源からの距離、表層地盤によって強さは異なりますが、どの地域が相対的に揺れやすいかを表したものです。



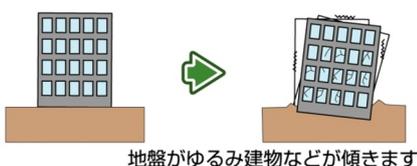
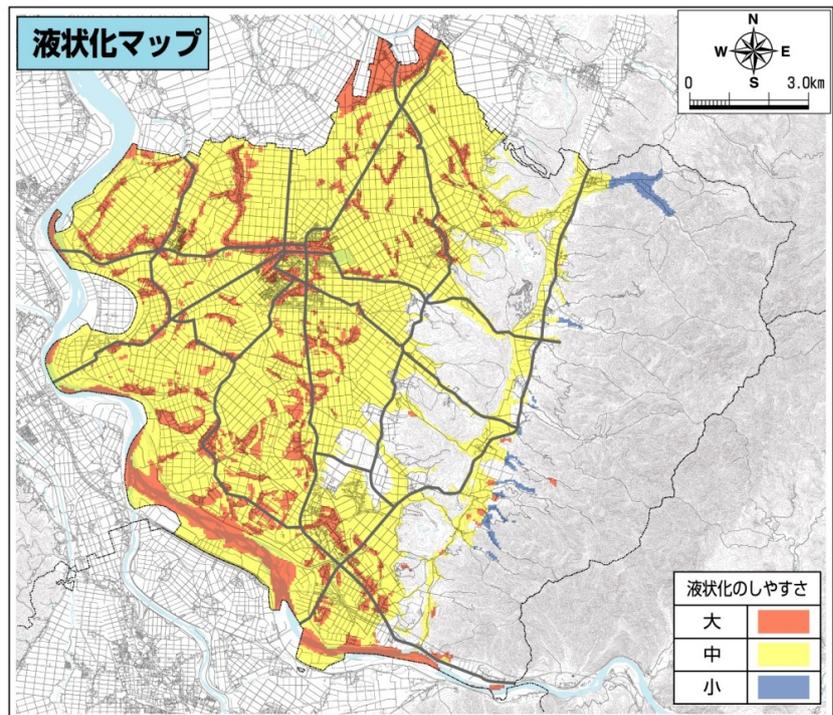
2) 危険度マップ

危険度マップとは、揺れやすさマップの地震が発生した場合の建物全壊率を8段階で表しています。建物全壊率とは、ある地点において想定される震度と、建物の建築年及び構造の関係により相対的に建物被害を表わしたものです。



3) 液状化マップ

液状化マップとは、揺れやすさマップの地震が発生した場合の液状化のしやすさを3段階で表しています。液状化とは、地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象です。主に埋立地や河口の砂質地盤などで発生し、そこにある建物を傾けたり沈めさせたりする被害を引き起こす恐れがあります。



4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

1) 相談体制の整備

住宅や建築物の耐震化を促進するため、リフォーム相談窓口を設置し、耐震診断や耐震改修に関する情報を適時提供し、市民や建築物所有者が安心して、耐震化に取り組める環境を整備することが重要です。

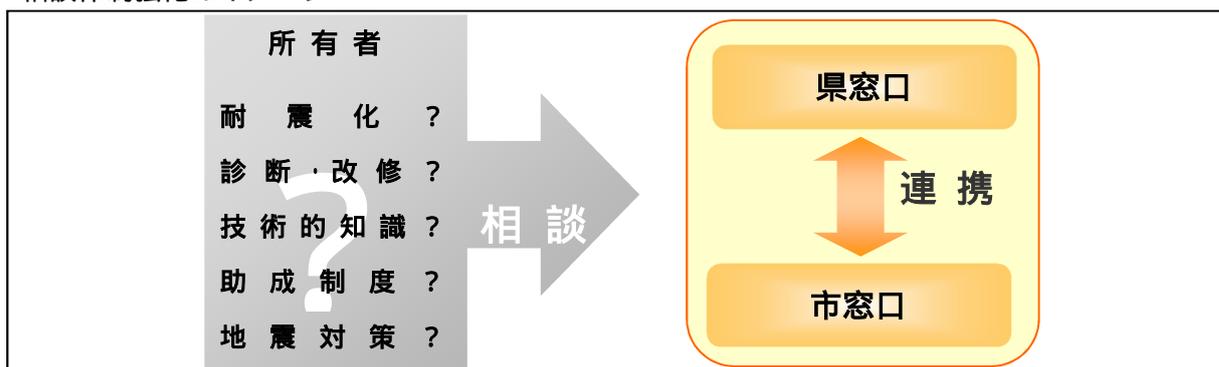
市民の耐震診断・耐震改修に関する問い合わせに応じられるよう相談窓口を設置します。窓口では、耐震に関する各支援事業の説明、耐震診断士の紹介などを行います。また、耐震改修業者選定に困っている人に対し、県の新潟県木造住宅耐震改修事業者リストを紹介し

ます。住宅の改修費用等が適切か否かの判断に困っている人に対し、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「リフォーム見積チェック」をお勧めします。

民間特定建築物の所有者に対し、耐震化に関するアンケート調査を行い耐震化状況の把握に努め、調査に合わせ各種情報提供を行います。

民間建築物の改修方法等の参考として、国土交通省監修の「建築物の耐震改修事例集」等各種パンフレットをお勧めします。

相談体制強化のイメージ



2) パンフレットの作成・配布

本耐震改修促進計画の概要や耐震診断・耐震改修等に加えて建替え等の支援制度に関するパンフレット等の作成及びホームページへの掲載を行います。

窓口相談や防災訓練、講習会などでパンフレットの配布を行います。

防災及び建築物の耐震・リフォーム関連普及啓発イベント等に出展し、広報やポスター、パンフレット等による積極的な案内を行います。

公的施設等におけるパンフレットの配置及びポスターの掲示を行います。

耐震関連事業者へのポスター・パンフレットの配布を行います。

耐震化支援制度などの情報を必要に応じ、市民に向け個別配布を行います。

3) セミナー・講習会の開催

市民の要望に応じ、出前講座を実施します。

関係団体による市民向け地震対策セミナー等の実施を支援します。

建築技術者を対象とした耐震診断技術者の育成を目的とした講習会を開催します。

4-3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅の内装、設備などのリフォーム工事と耐震改修工事を合わせて行うことで、改修費用や施工の効率化が図れます。また、耐震化工事に比べ、リフォーム工事に興味を持つ市民も多いことから、リフォームに併せた耐震改修を誘導します。そのために、住宅リフォーム支援制度や建築物の防災・リフォーム関連 PR イベント等の機会を利用し、耐震化に向けた情報を市民やリフォーム事業者に対して周知を図ります。

4-4 地域防災力の向上

大規模災害時には、公的機関による支援・救助活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な活動も極めて重要です。

「自分たちの地域は自分たちで守る」の意識のもと、積極的に自治会単位等で自主防災組織づくりを進めるとともに、日ごろから自主防災組織が行う防災訓練等の活動に参加するなどして、防災に関する知識の向上と技術を習得しておくことが望まれます。

市では、「自主防災組織育成事業補助金」で組織育成を図り、令和5年3月31日現在239の自主防災組織により、市民の防災意識向上や防災訓練など地域防災力向上の支援を図っています。



建築基準法による勧告又は命令等

5-1 耐震改修促進法による指導等の実施

市は、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修の適確な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。また、同条第2項の規定により、指導に従わなかった者のうち法令で定める一定規模以上の特定建築物の所有者に対し、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

そして、同条第3項の規定により、所管行政庁は、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、公表を行います。

指導等の実施方法

指導及び助言の方法

既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性について説明し、耐震診断及び耐震改修の実施に向けて助言を行います。

指示の方法

耐震診断及び耐震改修に関し、実施すべき事項を記載した指示書を交付するなどにより、指導を行います。

公表の方法

市の公報への登載、ホームページへの掲載など市民に広く周知できる方法で公表を行います。

5-2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法による公表を行ったのにもかかわらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行わなかった場合、当該建築物の所有者等に対し、特定行政庁は建築基準法第10条第1項から第3項の規定により、勧告又は命令等を行います。

勧告又は命令等の実施

建築物の構造が著しく保安上危険であると認める場合は、建築基準法第10条第3項の規定により当該建築物の除却、移転、改築又は使用制限などの保安上必要な措置をとるよう命令を行います。

建築基準法第6条に規定する特殊建築物の場合

建築物の構造について、損傷や腐食等の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合は、建築基準法第10条第1項の規定により当該建築物の除却、移転、改築又は使用制限などの保安上重要な措置をとるよう勧告を行います。

勧告を受けた者が正当な理由なく必要な措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとるよう命令を行います。